

令和8年度青森県東部海区底はえなわ漁業操業承認事務取扱要領

一 申請書の提出

- 1 操業承認申請書は、第一号様式により二部作成し、委員会事務局に提出すること。
- 2 操業承認申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上提出すること。

二 承認等の通知

委員会が承認をしたときは、関係漁業協同組合を経由して通知する。

三 承認証の交付

委員会が承認したときは、第二号様式による承認証を関係漁業協同組合経由、申請者に手交する。

四 標識の様式

船体に表示する標識は、第三号様式のとおりとする。

五 承認証の書換

承認証書換交付の申請書は、第四号様式によるほか、その手続きについては一から三までの規定を準用する。

六 承認証の再交付

承認証を亡失し、又はき損したときは、第五号様式により、速やかに承認証再交付申請書を提出しなければならない。その手続きについては一から三までの規定を準用する。

七 漁獲成績の報告

承認を受けた者は、操業終了後速やかに委員会に漁獲成績（第六号様式による）を報告しなければならない。